

令和4年4月25日

厚生労働大臣  
後藤 茂之 様

公益社団法人 全国助産師教育協議会  
会長 村上 明美

## 要望書

今後一層深刻化・複雑化が予測される超少子社会において、妊娠・出産・子育て支援の専門家である助産師には、これまで以上に役割発揮が期待されており、女性に寄り添い、母子や家族を身近で支える質の高い助産師を育成することは急務です。

また、2019年12月に確認された新型コロナウイルス感染症の発生により、全国の助産師養成機関においては、対面授業・演習の制限、臨地での実習の中止・延期や対象者との接触制限等、学習の損失は大きく、助産師の育成に大きな影響を及ぼす中、教育の質の保証に向けて最大限の努力を続けてきました。

そこで本協議会は、今後も想定される新興感染症の流行や大規模災害の発生においても確かな知識と実践力を身に着けた助産師の育成に向けて、次のことを要望します。

### 1. 新卒助産師の卒後臨床研修を担当する助産師の専属配置に向けた予算措置

#### 【要望理由】

コロナ禍における妊産婦の不安および抑うつ症状の増加は、児童虐待や家族のメンタルヘルスにも影響を及ぼすことが危惧されており、これまで以上に安心・安全で快適・満足なケアの提供が求められている。さらに、医学的にハイリスクな妊産婦の増加により、緊急時や異常時への早期対応ができる実践力の強化(令和4年度から導入される新カリキュラムにおける卒業時到達目標)も求められている。

助産師として従事するために必要な専門的知識や能力の育成に特化した実践的な教育では、臨地における体験学習は必須の教育方法である。そのため助産師教育においては、実習先と連携・協働しながら実践的な教育を充実させるよう取り組んできたが、新型コロナウイルス感染症の長期化と蔓延化により、学生の臨地での実習が阻まれ、事例を通しての体験や経験を十分得ることが極めて困難な状況が続いている。

このような状況において新卒助産師が、妊産婦や新生児とその家族に寄り添い、必要とされる助産ケアを提供できる実践力を修得するには、卒後研修の保障が必須であり、新卒助産師が個々の到達レベルに応じた指導を受けられるように、卒後臨床研修を担当する助産師の専属配置をお願いしたい。

### 2. 実習前／卒業前の助産師教育共用試験 (CBT:Computer Based Testing)

## および OSCE: Objective Structured Clinical Examination) の導入に向けた予算措置

### 【要望理由】

助産師教育では、助産師学校養成所指定規則に基づき‘学生 1 人につき正常産を 10 回程度直接取り扱うこと’や、‘妊娠中期から産後 1 か月まで継続して受け持つ実習を 1 例以上行うこと’など、展開しているが、昨今の出生数の激減やハイリスク妊産婦の増加を背景に、実習の遂行が難しくなっている。さらに、‘産後 4 か月程度の母子のアセスメントを行う能力を強化する実習を行うことが望ましい’ことから、実習前の学生には高い知識と技術が求められる。

また、女性や子育て期の家族を取り巻く問題・課題は複雑化しており、助産学実習で母子の安全が守られ、妊産婦や家族、あるいは臨床側から助産師学生の基礎的能力に対する信頼が得られるよう、助産学実習開始前の学生の質を一定水準に担保し、保証するための知識・技術・態度を兼ね備えた質の高い助産師の養成は喫緊の課題である。さらに、今後も想定される新興感染症の流行や大規模災害の発生は、学生に十分かつ平等な学修の機会を奪うとともに、国家試験の実施にも影響を及ぼしかねない。

以上のことから、全国レベルで実施できる客観試験 CBT や、客観的能力試験 Pre-OSCE / Post-OSCE の導入を推進したい。CBT や OSCE の実施により、学生個々の知識・技術・態度を同一評価基準で測ることで、ケア対象者への学生の質的保証と、実習先との連携や学生個々の到達レベルに応じた卒後臨床研修プログラムを企画する際の一資料となることが期待される。

今年度、医学教育においては医療法の一部改正(第 11 条第 1 項関係)により、国民の生命を守る医師の教育に共用試験が課せられた。助産師教育においても共用試験の重要性が認識されており、本協議会では「助産師教育における将来ビジョン 2021」の一つに助産師教育共用試験の導入を掲げている。社会や環境が大きく変貌する中において、課題の解決に向けた取り組みのできる助産師を養成するために、助産師教育共用試験の導入に向けて予算措置をお願いしたい。

### 3. 看護課に助産師教育を担当する助産師資格を有する専門官(看護系)を配置するための予算措置

#### 【要望理由】

2022 年度から保健師助産師看護師学校養成所指定規則が改正され、助産師教育のさらなる充実を図るためのカリキュラムが示された。また、これに伴い助産師国家試験出題基準も改定され、国家試験としての適切な内容や水準を確保するための項目の充実が図られた。

改正された助産師教育の評価や教育に係る制度設計等において、近年の周産期医療や母子保健をはじめ母子とその家族を取り巻く状況を分析し、助産師教育が広く国民に資する成果を残せているのかを検証するためには、助産師としての視座が必要であり、助産師教育を担当する助産師資格を有する専門官(看護系)を配置するための予算措置をお願いしたい。

